

## 歴史的建造物等の保存に向けた基本的な考え

### 【目的】

歴史的建造物等保存事業は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第18条及びハンセン病問題対策協議会における確認事項を踏まえ、国立ハンセン病療養所に存在するハンセン病隔離政策の歴史・実態を後世に伝える建造物・史跡・資料を保存することによって、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する普及啓発を実施し、ハンセン病患者の名誉回復を図ることを目的とする。

### 【対象の選定】

国のハンセン病隔離政策を伝える建造物・史跡・資料を保存の対象とし、次の観点を考慮し選定することとする。

1. 隔離政策の歴史を象徴する建造物・史跡・資料（文書資料、現物資料）
  - a. 隔離政策の状況を伝えるもの
  - b. らい予防法の施行状況や療養所の運営等に関するもの
  - c. 隔離されたことによる生活の実態を伝えるもの
  - d. 隔離政策によって生まれた生活状況（教育、信仰等）を伝えるもの
  - e. 当該療養所以外には同種の施設が残存しないもの

#### ※留意事項

- ・補修等が必要な場合は、その実現可能性も判断材料とする。
- ・再現は行わない。
- ・ハンセン病対策の歴史を伝える要素がない場合は対象としない。
- ・現在の医療機関機能（療養所としての維持管理機能を含む）や地域開放により貸し付けている土地・施設は対象としない。

#### 2. 建築史的価値を有する建造物

- a. 古さ（竣工年が比較的古く、当初の状態をよくとどめていること。）
- b. デザインや技術の優秀さ（デザインや構造・材料などに関して建築の特徴がみられるとともに、評価できる工夫がみられること。）
- c. 地域性（その地域の特性がデザインや技術等に反映されており、その地域において貴重な建築遺産と考えられること。）

### 【保存方法の検討】

主に、建造物や史跡の保存方法を、以下を参考に検討する。

- a. 見学者等の立ち入りが可能なレベルの建造物の補修、史跡の整備を行うもの。（建造物については、建築史的価値の有無に関わらず、積極的な補

修を行う。)

- b. 建造物や史跡の状況に応じて、立ち入り制限等を行い、積極的な補修を行わないもの。
- c. 登録有形文化財及び史跡として保存するもの。
- d. 建造物や史跡のそのものは残さず、それに代わる石碑、案内板、写真、映像資料等の記録の保存をするもの。

#### 【療養所の全体構想】

療養所の将来構想を踏まえ、永続化に向けた土地のエリア区分(ゾーニング)を含んだ全体構想の検討を行う。

##### ※留意事項

- ・納骨堂を追悼の場として保存するとともに、社会交流会館等を活用した普及啓発活動のあり方を検討する。
- ・保存対象を活用した普及啓発にあたり、対象建造物の移設等も考慮する。
- ・各療養所の状況を踏まえて、地元自治体等と連携して行う。

#### 【検討の進め方】

各療養所で、入所者自治会とともに、保存方法も踏まえた保存対象のリスト(案)を作成する。

その後、厚生労働省担当者、歴史的建造物の保存等検討会委員(調査担当)、地元自治体代表等をメンバーとして加えたワーキンググループを各療養所で設置し議論を行う。

意見を取りまとめて、歴史的建造物の保存等検討会へ報告する。